

# 富山県歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）素案の概要

平成 25 年 6 月 12 日

自由民主党富山県議会議員会では、来る 9 月定例会において、『歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）』の制定を目指しており、このたび、その素案を取りまとめました。

## 1. なぜ条例を制定するか

### (1) 歯科疾患の確実な予防

児童のむし歯は減少したものの、①地域間における格差や、②かむ機能の強化、歯周病の発症・重症化予防など生涯を通じた切れ目のない歯科保健対策が必要。

### (2) 今日的な課題への対応

また、近年の研究によって、からだ全体の健康を保持するためには、歯周病の予防等の口腔ケアが大変重要であることが明らかになってきた。

このため、

- ①障害者や要介護高齢者など歯科検診や歯科医療を受けることが困難な方に対する支援を行うこと
- ②医科と歯科との連携を積極的に図っていくこと
- ③災害発生時に適切な歯科保健医療サービスを提供すること

など、今日的な課題に対しても、しっかりと対応していくことが必要。

こうした中、条例を制定することで、関係者の連携・協力の下、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進する。

## 2. 条例の構成

歯と口腔の健康づくりを総合的に推進するため、

- ①総則規定（目的、基本理念、県・市町村・県民・関係者等の責務・役割）
- ②県の施策の基本的事項
- ③施策の推進（県の調査等、基本計画の策定、歯科保健医療対策会議の設置、財政上の措置）

について規定している。

## 3. 基本理念

- (1) 県民が、生涯にわたり自らの歯と口腔の健康の保持及び増進に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に、生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを受けることのできる環境の整備を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

## 4. 基本的施策

### (1) 県民の自らの取組を推進

条例の基本的施策	条例により進める具体的な施策
定期的に歯科検診等を受けること等の勧奨	○歯周病と糖尿病の関係など <b>全身の健康増進の視点</b> からの啓発や検診等受診勧奨の取組を推進
情報の収集・提供、知識の普及啓発	○歯の本数など県民の口腔内の <b>実態把握</b> や市町村等の歯科保健事業等の <b>取組状況の把握及び公表</b>

### (2) 関係者が協力して県民の取組を支援

条例の基本的施策	条例により進める具体的な施策
保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の連携体制の構築	○富山県歯科保健医療対策会議を活用した関連施策との連携の推進
	○各種事業等での関係者の連携推進

### (3) 生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを受けることのできる環境の整備

条例の基本的施策	条例により進める具体的な施策
学校等で幼児、児童生徒が関心・理解を深める機会の確保	○保健師や養護教諭等が保健指導等に併せて歯科保健指導を実施するための研修
フッ化物洗口などの効果的なむし歯予防対策	○フッ化物洗口実施市町村の洗口継続実施の支援 ○フッ化物洗口未実施市町村への円滑な導入に向けた技術支援
歯周病の発症予防・重症化予防	○関連施策と連携し、歯周病と糖尿病の関係、妊産婦の喫煙防止など全身の健康増進の視点からの取組みを推進
かむ機能の強化などによる口腔機能の向上・維持・回復	○富山の食材を活用した「かむ機能」の重要性のPRの推進
がん、糖尿病等を有する者の口腔機能の管理のための医科歯科連携体制の整備	○在宅移行時等の地域での <b>医科歯科連携の推進</b>
障害者、要介護高齢者に対する在宅歯科医療等	○在宅歯科医療・口腔ケア実施のための機器整備 ○歯科医師・歯科衛生士の養成・研修
災害発生時の歯科保健医療サービス提供体制の整備	○介護予防での口腔機能向上サービスや介護保険施設での口腔ケア実施の推進方法の検討 ○災害発生時の適切な口腔ケア実施のための関係者の研修
歯と口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保、資質向上	○歯科保健医療ニーズに対応可能な歯科医師・歯科衛生士や保健・医療・社会福祉・労働衛生・教育等関係者の養成、資質向上

## 5. 基本計画の策定等

(1) 歯と口腔の健康づくりの推進に関する基本的な計画の策定

(2) 「富山県歯科保健医療対策会議」の設置